

17 陳情 第 33 号	障害者自立支援法に関する陳情
付託委員会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 17 年 6 月 16 日受理、平成 17 年 6 月 17 日付託
陳情者	新宿区大久保 _____ _____

## ( 要 旨 )

国が「障害者自立支援法」を実施するにあたっては、次の事項を早急に再検討するよう地方自治法第 99 条の規定による意見書の提出を新宿区議会に要望します。

- 一 障害者の福祉・医療サービスの利用に対する「応益負担」制度の導入は中止すること。
- 一 施設利用者に対する食費・医療費・光熱水費・個室利用料の全額自己負担は中止すること。
- 一 親・家族の費用負担制度は完全に撤廃すること。

## ( 理 由 )

「障害者自立支援法」に基づく福祉・医療サービスが、2006 年 1 月より実施されようとしている。同法は、身体障害・知的障害・精神障害の 3 障害に対する福祉サービスの提供の一元化など、これまで多くの障害者・家族、関係者が要望してきた制度改革の方向を示したという点で評価できる。しかしその一方で、「応益負担」の導入や施設利用者に対する食費・医療費等の全額自己負担など、介護保険と同様の方向で負担制度を大きく変更しようとしていることは問題といわざるをえない。たとえ低所得者に対する軽減措置が実施されても、障害が重い人ほど負担が重くなり、負担できない障害者はサービス利用を断念するといった問題が心配され、結果的に親・家族の負担を増やし、障害者の自立への道を大きく阻むことになりかねない。また、障害者本人のサービス利用であるにもかかわらず、親・家族にも利用料を負担させることは、同法の「自立支援」の名にも逆行しているといわざるをえない。

障害者が社会の一員として普通に生活するためには、本人の努力だけではどうにもならず、福祉・医療サービスの利用がどうしても必要である。これを「益」とすることは、福祉の理念そのものを根底から否定するものといわざるをえない。

そもそも、障害者施策においては 2003 年 4 月より「支援費制度」がスタートしたばかりであるにもかかわらず、財政対策だけを優先し、障害者・家族はもちろん、地方自治体からの不安や疑問の声を無視した拙速な制度改訂自体に問題がある。また、制度の移行期間が 1 年もない中で、しかも年度途中での見直しが地方自治体において大きな混乱とな

17 陳情第 33 号

ることは必須である。